

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年12月4日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 10 件

| NO. | 号機等 | 不適合件名 | グレード | 備考 |
|-----|-------------|--|------|----|
| 1 | 1号機 | 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備排風機(A)用電動機点検において、ファン軸嵌め合い部に摩耗及び擦れ傷が認められたため、対応検討。 | D | |
| 2 | 2号機 | 主復水器連続洗浄装置ボール弁点検において、弁8台(ボール循環ポンプ吸込弁2台、ボール回収器出口弁3台、貝・異物排出弁3台)の弁体に腐食が認められたため、当該弁体を補修。 | D | |
| 3 | 2号機 | 残留熱除去系格納容器スプレイ弁グランド部温度記録計点検において、ケーブル(No.4プラス側)端子部に折損が認められたため、当該ケーブル端子部を補修。 | D | |
| 4 | 2号機 | 換気空調系中央操作室冷凍機(A)蒸発器の交換に伴い、凍結防止温度検出器用保護筒を取付けようとしたところ、取付けられないことが認められたため、当該保護筒を補修。 | D | |
| 5 | 2号機 | 非常用ディーゼル発電機定格容量確認検査(B系)において、起動操作のため操作スイッチを「入」にしたが、起動しないことが認められたため、検査を中断、及び対応検討。(スイッチの導通不良のため、予備に切替え良好) | D | |
| 6 | 2号機 | タービン補機冷却系熱交換器(C)伝熱管の渦流探傷検査において、伝熱管21本の残存肉厚に判定値外れが認められたため、当該伝熱管に閉止栓を取付。 | D | |
| 7 | 2号機 | ドライウェル内の計装配管サポート点検において、試料採取系配管サポートの未取付け箇所(1箇所)が認められたため、当該配管サポートを取付。 | D | |
| 8 | 2号機 | 補機冷却海水系の電解鉄イオン供給装置の運転において、鉄イオン供給ポンプ吐出圧力計の指示値不良(ゼロ)が認められ、計装配管の詰まりが考えられるため、当該計装配管を点検、及び清掃。 | D | |
| 9 | 1,2号廃棄物処理設備 | 濃縮廃液系濃縮廃液ポンプ(B)出口弁において、開側リミットスイッチに動作不良(中間開表示)が認められたため、当該リミットスイッチを点検。 | D | |
| 10 | 1,2号廃棄物処理設備 | 濃縮洗濯廃液ポンプ(B)において、移送ラインの詰まりにより運転できないことが認められたため、当該移送ラインを点検、及び清掃。 | D | |

【凡例】

| 公表区分 | 事象の概要 | 主な具体例 |
|------|--------------------------------------|--|
| 区分Ⅰ | 法律に基づく報告事象等の重要な事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など |
| 区分Ⅱ | 運転保守管理上、重要な事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など |
| 区分Ⅲ | 運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など |
| その他 | 上記以外の不適合事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など |

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

*「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- As :法令、安全協定に基づく報告事象
:プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A :国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
:定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B :国の検査等で指摘を受けた事象
:運転監視の強化が必要な事象
- C :品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D :通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 :消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ
電話 0240-25-1353